

調査概要・調査設問
調査結果要約

調査概要

【2023年3月】第2回 40～60代の600名に対する調査

調査概要

- 調査期間
2023年3月1日～3月3日
- 調査地域
全国
- 調査対象者
40代～60代
- 標本数
計600サンプル
- 調査方法
インターネット調査 (調査機関:楽天インサイト)
- 標本抽出法
インターネットリサーチパネルより無作為にメール送信して調査依頼
- 標本構成
各調査対象者毎に100サンプル均等割付

回答者属性

	n	%
全体	600	100.0
男性	300	50.0
女性	300	50.0

	n	%
全体	600	100.0
40代	200	33.3
50代	200	33.3
60代	200	33.3

	n	%
全体	600	100.0
男性 40代	100	16.7
男性 50代	100	16.7
男性 60代	100	16.7
女性 40代	100	16.7
女性 50代	100	16.7
女性 60代	100	16.7

調査設問(本調査)

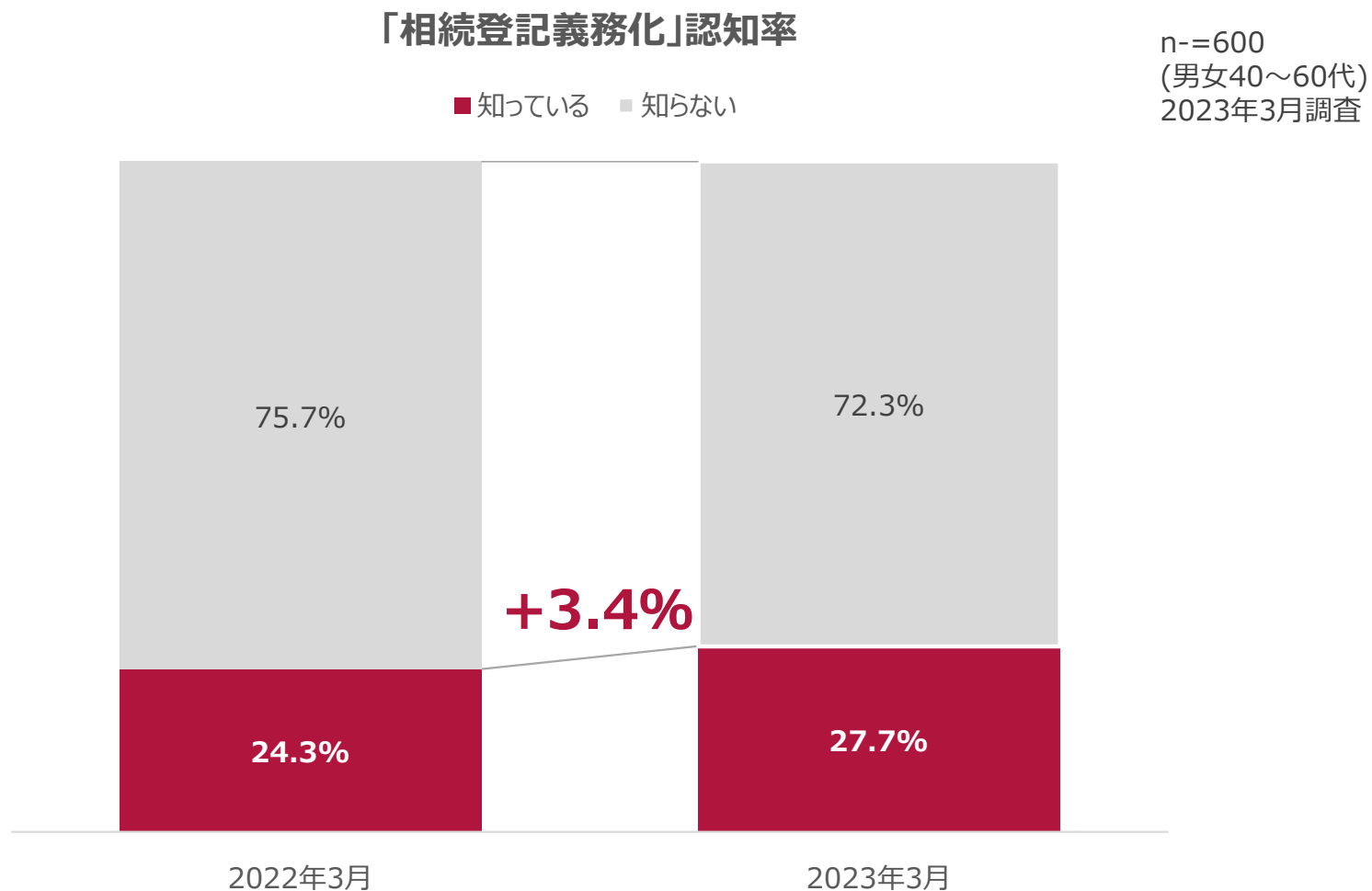
調査設問

- Q1 あなたの周りに空き家（長期間管理されず放置されたままの居宅）や耕作が放棄された農地、荒れ放題の空き地、倒壊寸前の家屋、廃業したホテルや店舗などがありますか。
- Q2 あなたは「相続登記」が義務化されることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q3 2024年4月1日から「相続登記」義務化が施行されます。施行まであと1年であること（施行開始時期）をあなたはご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q4 あなた、または親戚の中で、長い間「相続登記」をしていない不動産（土地や建物/空き家、山林など）がありますか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q5 ■前問で「相続登記」をしていない不動産（土地や建物/空き家、山林など）が{Q4 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■ その不動産（土地、建物）の相続人が何人いるか、あなたは把握していますか。
- Q6 現在相続登記されていない不動産(土地、建物)も「相続登記義務化」の対象となることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q7 「相続登記」の申請が「3年以内」に必要となることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q8 もし「相続登記」の申請を怠った場合、10万円以下の過料の適用対象となることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q9 「相続土地国庫帰属制度」が新設されたこと（一定の条件を満たせば一筆20万円が基本となる負担金を納付のうえで土地を国に引き取ってもらう制度）をご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q10 遺産分割協議が期限内にまとまらない場合、「相続人申告登記」という簡便な暫定的登記ができるようになることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q11 2022年4月1日から、100万円以下の土地など、相続登記の登録免許税の支払いが免除される範囲が拡充されています。あなたは、そのことをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q12 あなたは直近3年以内に「相続人」になった経験がありますか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q13 ■前問で「相続人」になった経験が{Q12 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■ あなたは「相続登記」をしましたか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q14 ■前問で「相続登記」を{Q13 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■ なぜ「相続登記」をしなかったのですか。当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）
- Q15 ■前問で「相続登記」を{Q13 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■ あなたは「相続登記」をする際、誰に相談しましたか。当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）
- Q16 ■前問で「{Q15 回答(文)}」とお答えの方にお伺いします ■ あなたは「相続登記」を「司法書士」に相談して、満足されましたか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q17 その理由をお聞かせください。（ご自由にお書きください）
- Q18 今後あなたの「実家」が「空き家」になったらあなたはどうしますか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。
- Q19 あなたは、今後「相続登記」が必要になった場合、誰に相談しますか。当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）
- Q20 あなたは日本司法書士会連合会が設置している全国50か所の無料相談窓口「相続登記相談センター」をご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

【調査要約】「相続登記義務化」認知率

「相続登記」義務化の認知率は**27.7%**。

認知率は微増したものの、**未だに約4人に1人しか「相続登記」義務化を認知していない。**

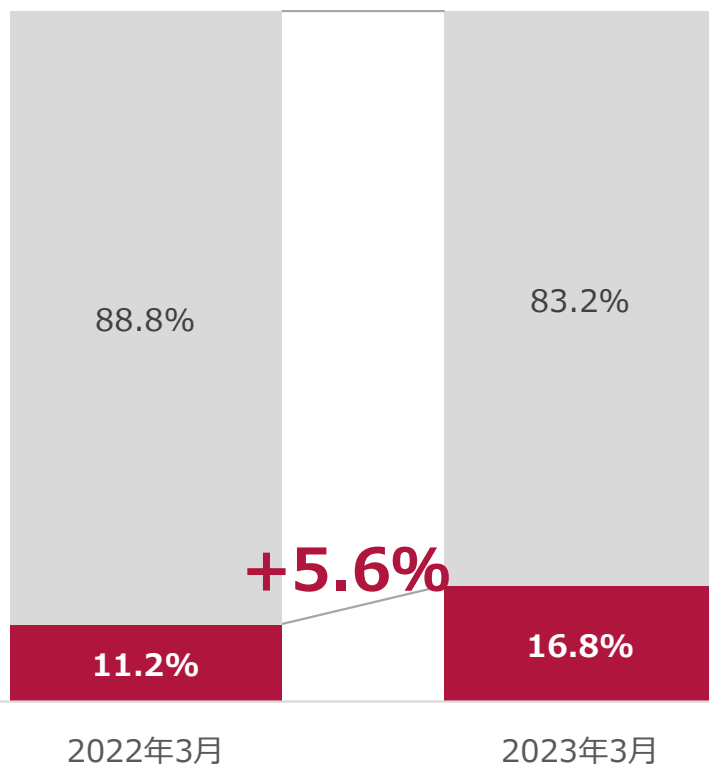


【調査要約】「相続登記義務化」施行時期・対象 認知率

**「相続登記」義務化が1年後に迫っていることを認知している方は16.8%。
また「現在相続登記されていない不動産も対象となること」を認知している方は19.3%
に留まる。**

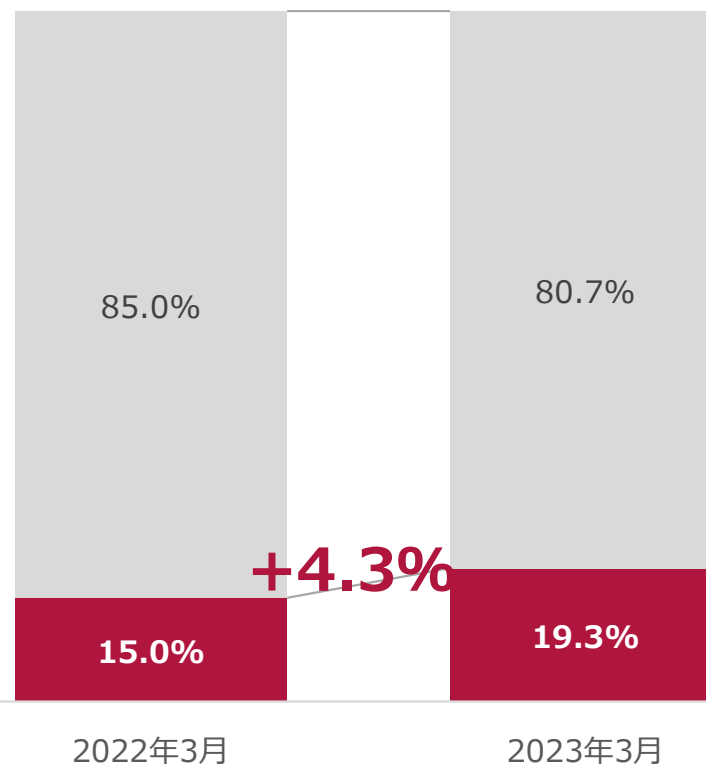
「相続登記義務化」施行時期 認知率

■ 知っている ■ 知らない



「相続登記義務化」の対象

■ 知っている ■ 知らない

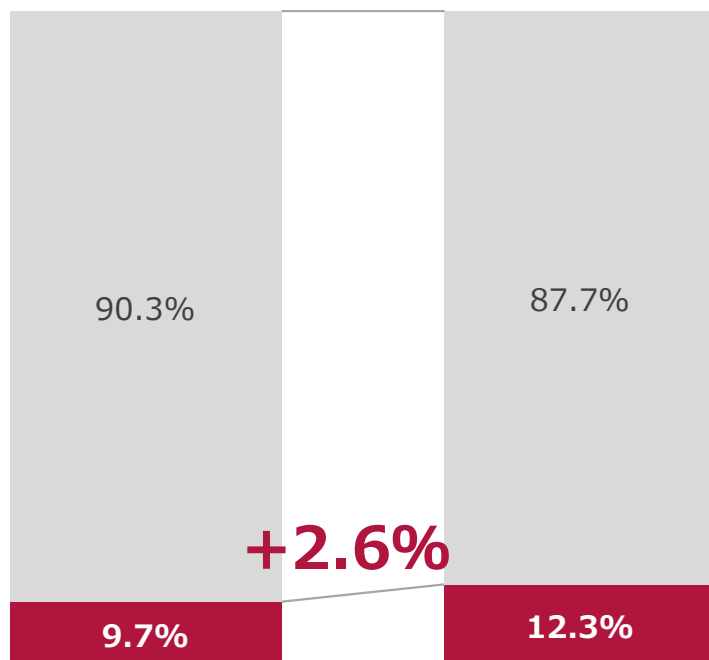


【調査要約】「相続登記義務化」申請時期・過料 認知率

**また「相続登記」の申請が「3年以内」に必要なことや
10万円以下の過料があることの認知もまだまだ低い。**

「相続登記義務化」の申請時期

■ 知っている ■ 知らない

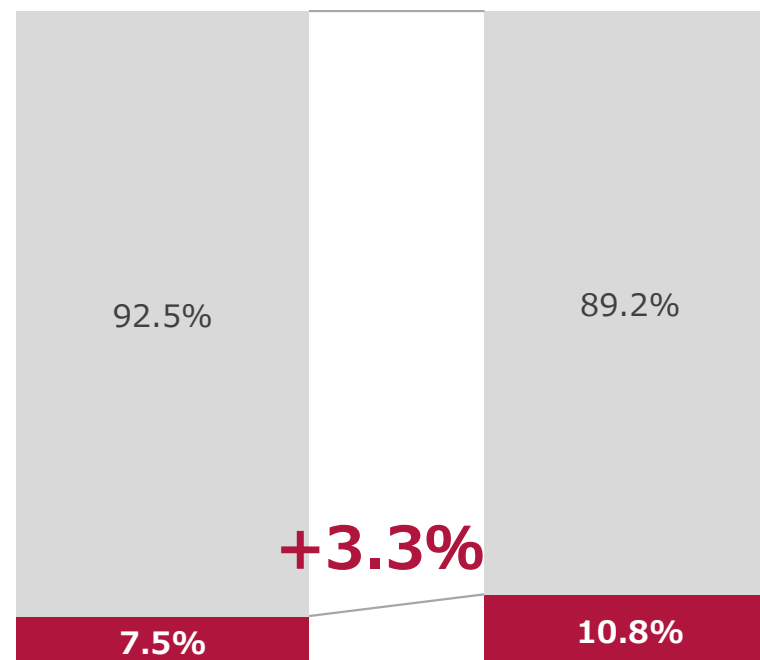


2022年3月

2023年3月

過料の認知

■ 知っている ■ 知らない



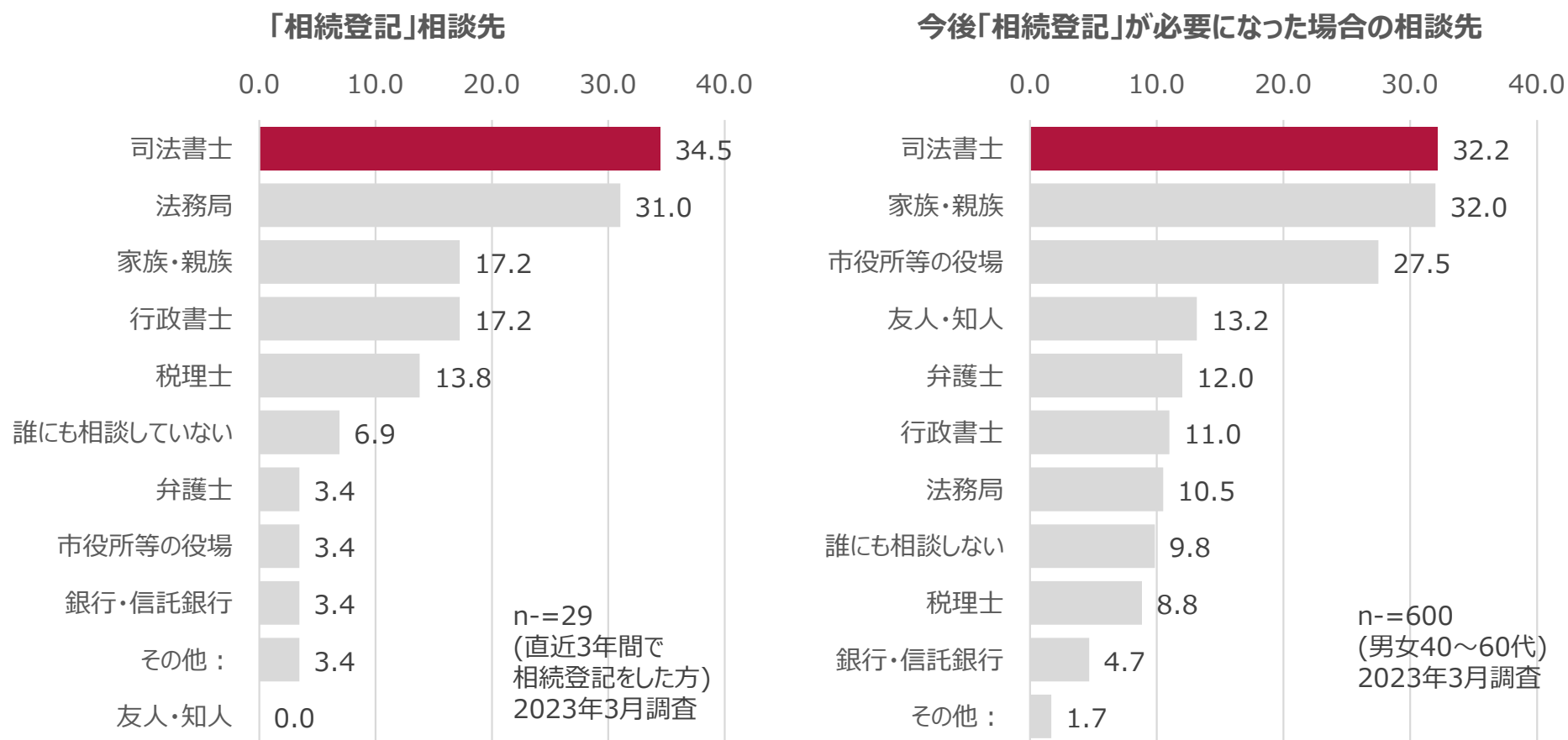
2022年3月

2023年3月

⇒1年後に義務化となり過料もある「相続登記」。幅広い市民への周知が不可欠。

【調査要約】「相続登記義務化」相談先

**3年以内に「相続登記」を経験した方の相談先も、
今後「相続登記」が必要になった場合の相談先も「司法書士」が最も高い相談先。**

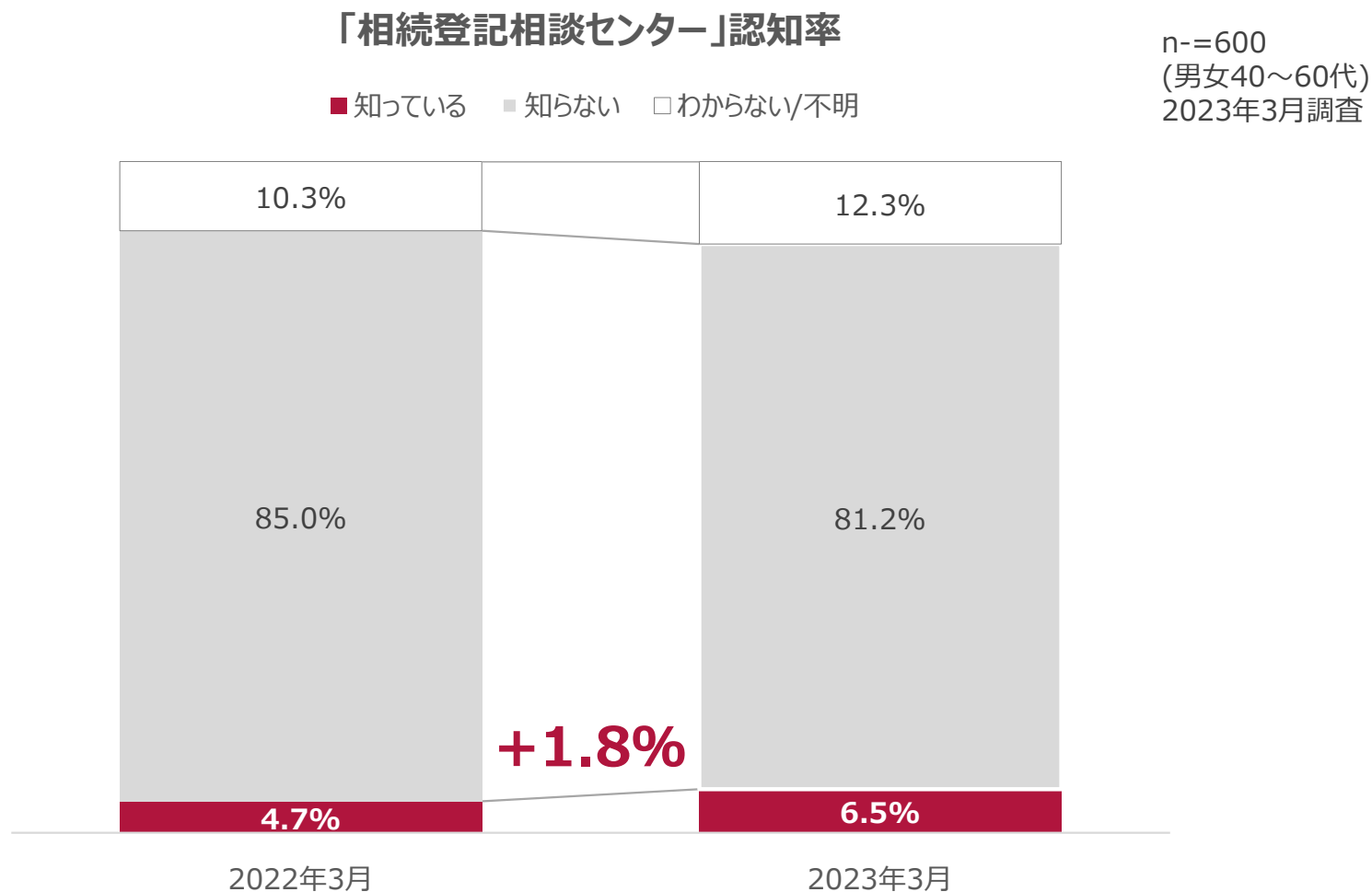


⇒相続登記と言えば司法書士。

【調査要約】「相続登記相談センター」認知率

日本司法書士会連合会は全国50か所の無料相談窓口「相続登記相談センター」を設置。

※「相続登記相談センター」の認知率は6.5%。(1.8%増)



「相続登記義務化」認知率 など

本報告書を読む際の注意点

グラフ上部のコメント(太字)は
全体傾向(順位、最も高いスコア)などを記載

【性年代別結果】のコメントは
他の属性と比較した際に統計学的に差異がある点を記載している。

※有意水準99%の場合：高い/低いと記述

※有意水準95%の場合：やや高い/やや低いと記述

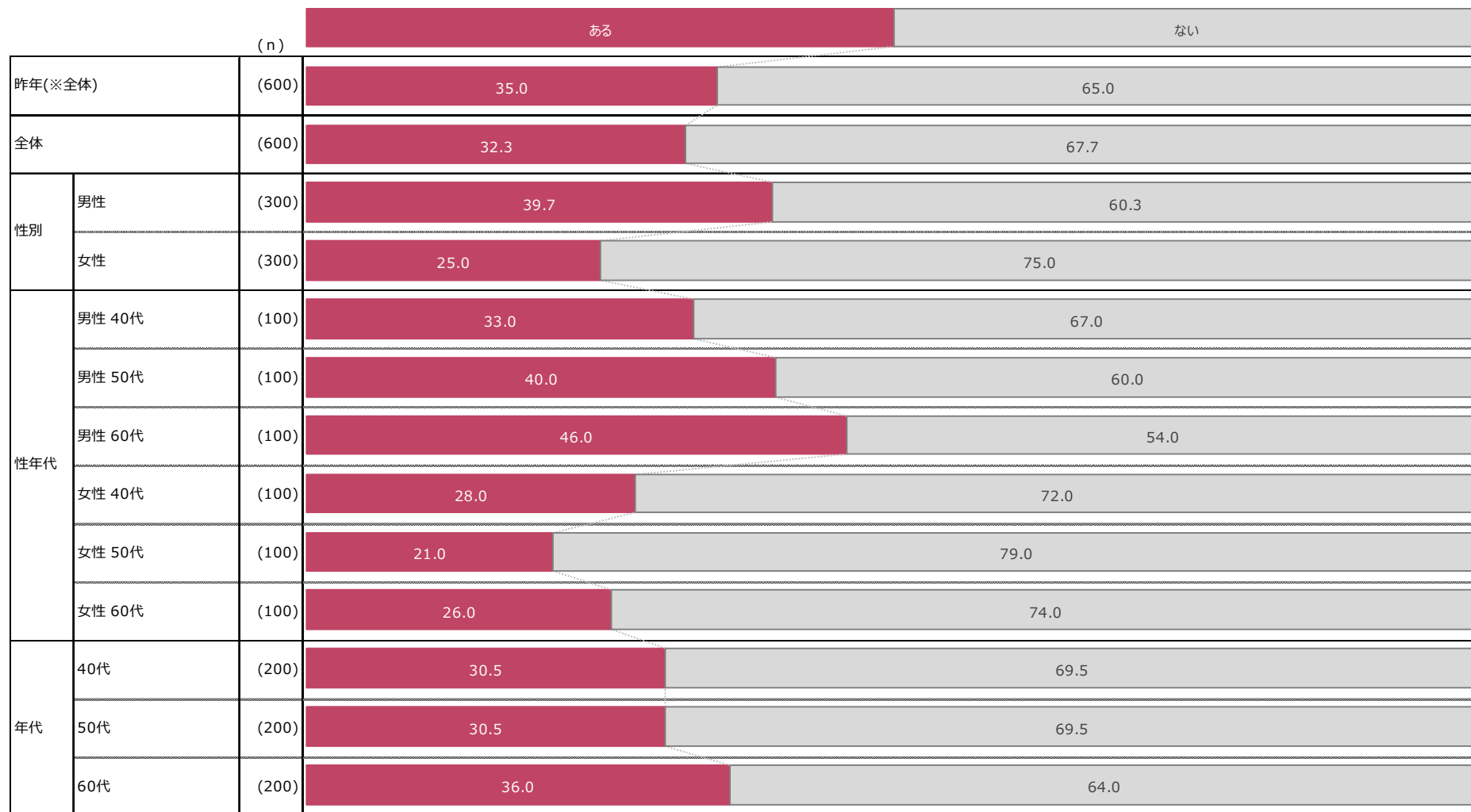
「空き家」等の認知状況

Q1. あなたの周りに空き家（長期間管理されず放置されたままの居宅）や耕作が放棄された農地、荒れ放題の空き地、倒壊寸前の家屋、廃業したホテルや店舗などがありますか。

**「空き家」「耕作放棄された農地」
「倒壊寸前の家屋・廃業したホテル・店舗」が身近にある方は32.3%。**

【昨年との比較】 : 昨年の35.0%から2.7%減少。

【属性別の傾向】 : 全体と比較して「男性」「男性60代」は「ある」と回答する傾向が高い。



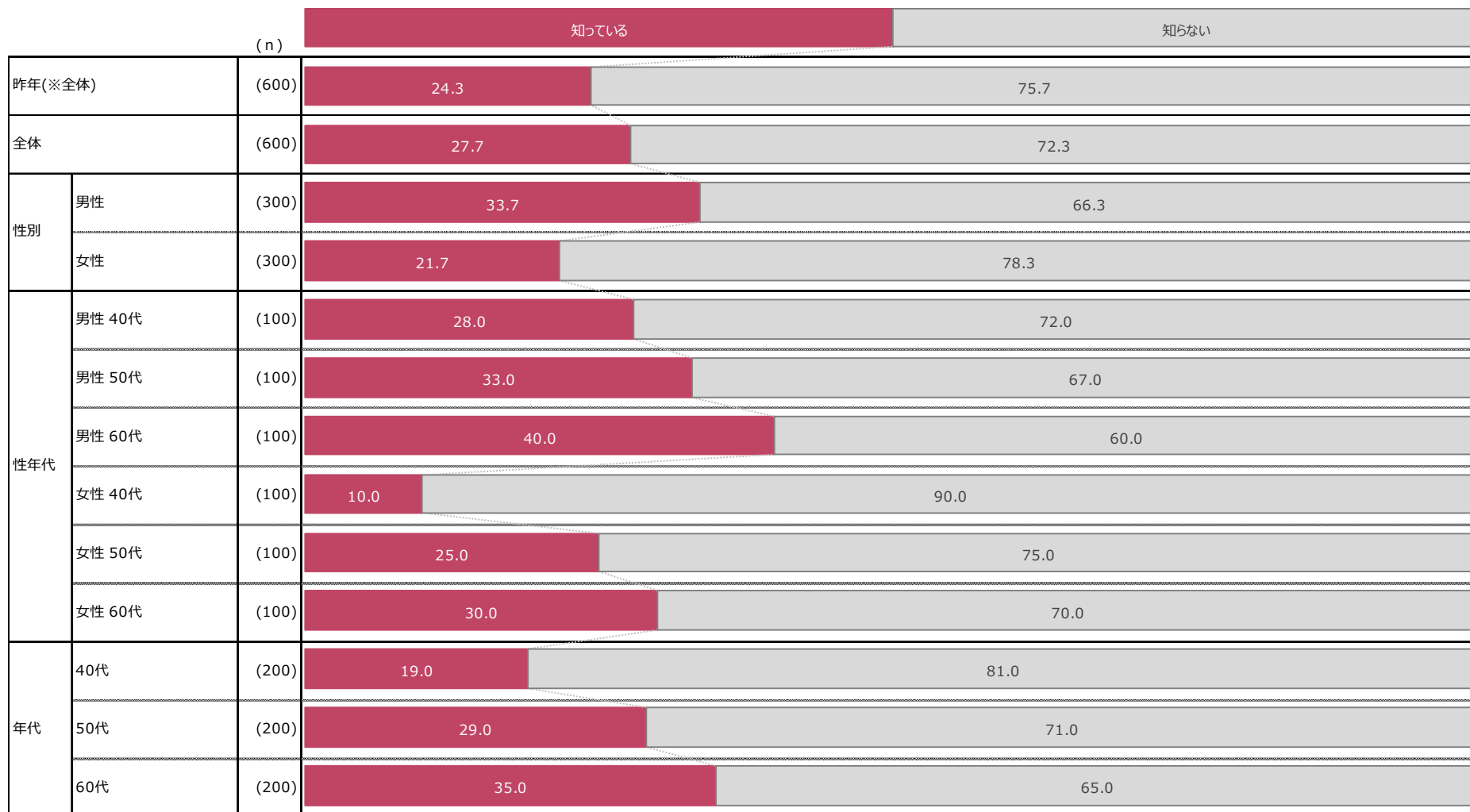
「相続登記義務化」認知

Q2. 社会問題となっている所有者不明土地問題などの対策として「相続登記」を義務化する法律が2021年4月に成立しています。あなたは「相続登記」が義務化されることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

**「相続登記」義務化の認知率は27.7%。
 昨年の24.3%から3.4%の微増も、未だに4人に1人しか知らない状況。**

【昨年との比較】 : 昨年の24.3%から27.7%に3.4%増加。

【属性別の傾向】 : 全体と比較して年代別では「40代」は「知っている」と回答する傾向が低い。

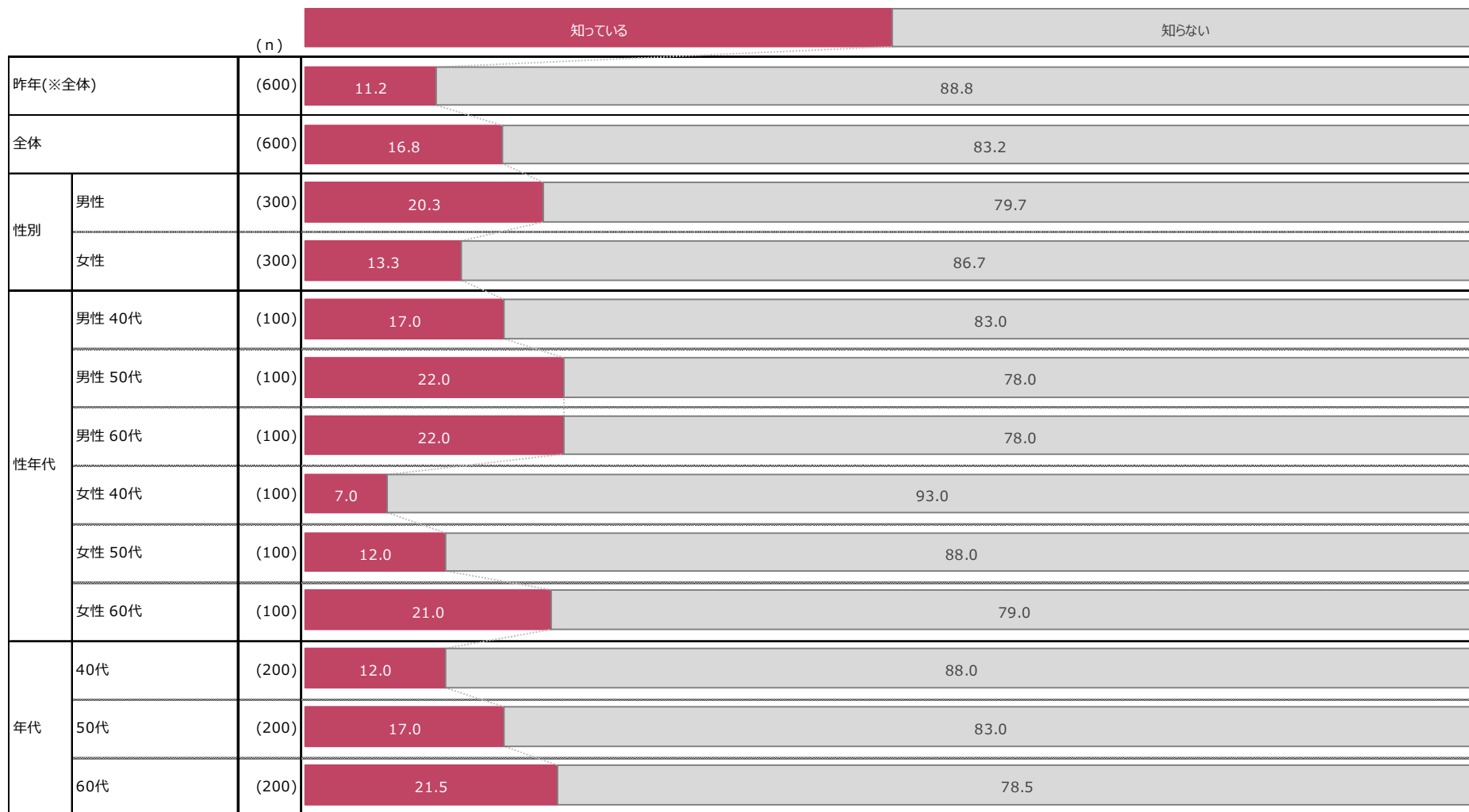


「相続登記義務化」施行開始時期の認知率

Q3. 2024年4月1日から「相続登記」義務化が施行されます。施行まであと1年であること（施行開始時期）をあなたはご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

**施行開始時期の認知率は16.8%。
昨年から5.6%増加するも、引き続き低い認知率が続く。**

【昨年との比較】 : 昨年の11.2%から16.8%に5.6%増加。
【属性別の傾向】 : 全体と比較して「女性40代」の認知率は低い傾向にある。



相続登記未了土地の認知

Q4. あなた、または親戚の中で、長い間「相続登記」をしていない不動産（土地や建物/空き家、山林など）はありますか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

長い間「相続登記」をしていない不動産が「ある」「あるような気がする」と回答したのは14.5%。「わからない/不明」も含めると46.8%。

(最大で調査対象者の約半数が相続登記未了土地を保有している可能性)

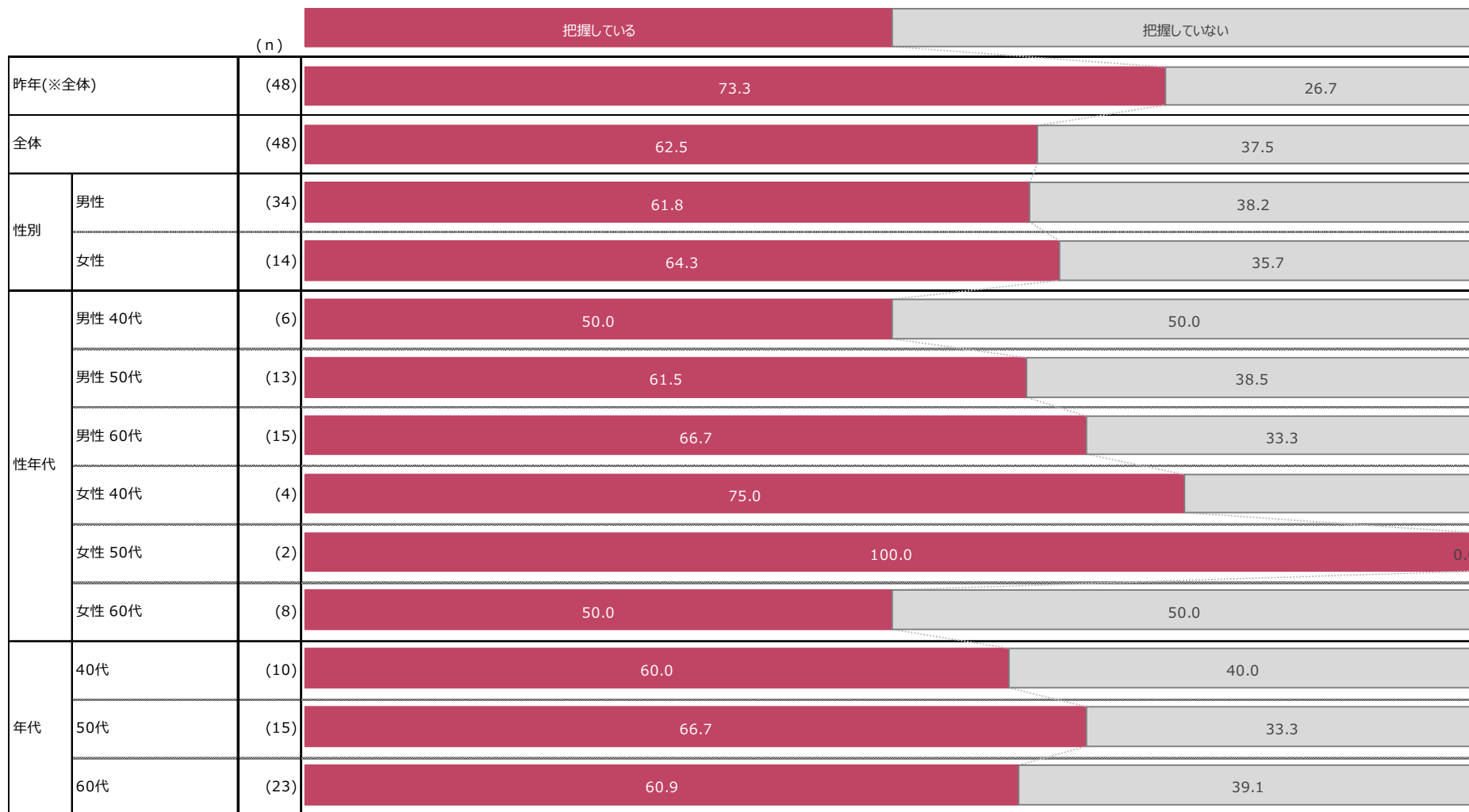
【属性別の傾向】：性年代別では「女性40代」が「わからない/不明」と回答する傾向が高い傾向にある。

		(n)	ある	あるような気がする (あると聞いたことがある)	ない	わからない/不明
昨年(※全体)		(600)	7.5	6.3	55.2	31.0
全体		(600)	8.0	6.5	53.2	32.3
性別	男性	(300)	11.3	8.7	53.0	27.0
	女性	(300)	4.7	4.3	53.3	37.7
性年代	男性 40代	(100)	6.0	12.0	58.0	24.0
	男性 50代	(100)	13.0	6.0	50.0	31.0
	男性 60代	(100)	15.0	8.0	51.0	26.0
	女性 40代	(100)	4.0	5.0	42.0	49.0
	女性 50代	(100)	2.0	3.0	66.0	29.0
	女性 60代	(100)	8.0	5.0	52.0	35.0
年代	40代	(200)	5.0	8.5	50.0	36.5
	50代	(200)	7.5	4.5	58.0	30.0
	60代	(200)	11.5	6.5	51.5	30.5

【相続登記未了土地】相続人数の把握

Q5. その不動産（土地、建物）の相続人が何人いるか、あなたは把握していますか。

**長い間「相続登記」をしていない不動産が「ある」人のうち
相続人の数を把握していない人は37.5%。**



「相続登記義務化」 内容認知

本報告書を読む際の注意点

グラフ上部のコメント(太字)は
全体傾向(順位、最も高いスコア)などを記載

【性年代別結果】のコメントは
他の属性と比較した際に統計学的に差異がある点を記載している。

※有意水準99%の場合：高い/低いと記述

※有意水準95%の場合：やや高い/やや低いと記述

【法律内容認知】「相続登記義務化」の対象

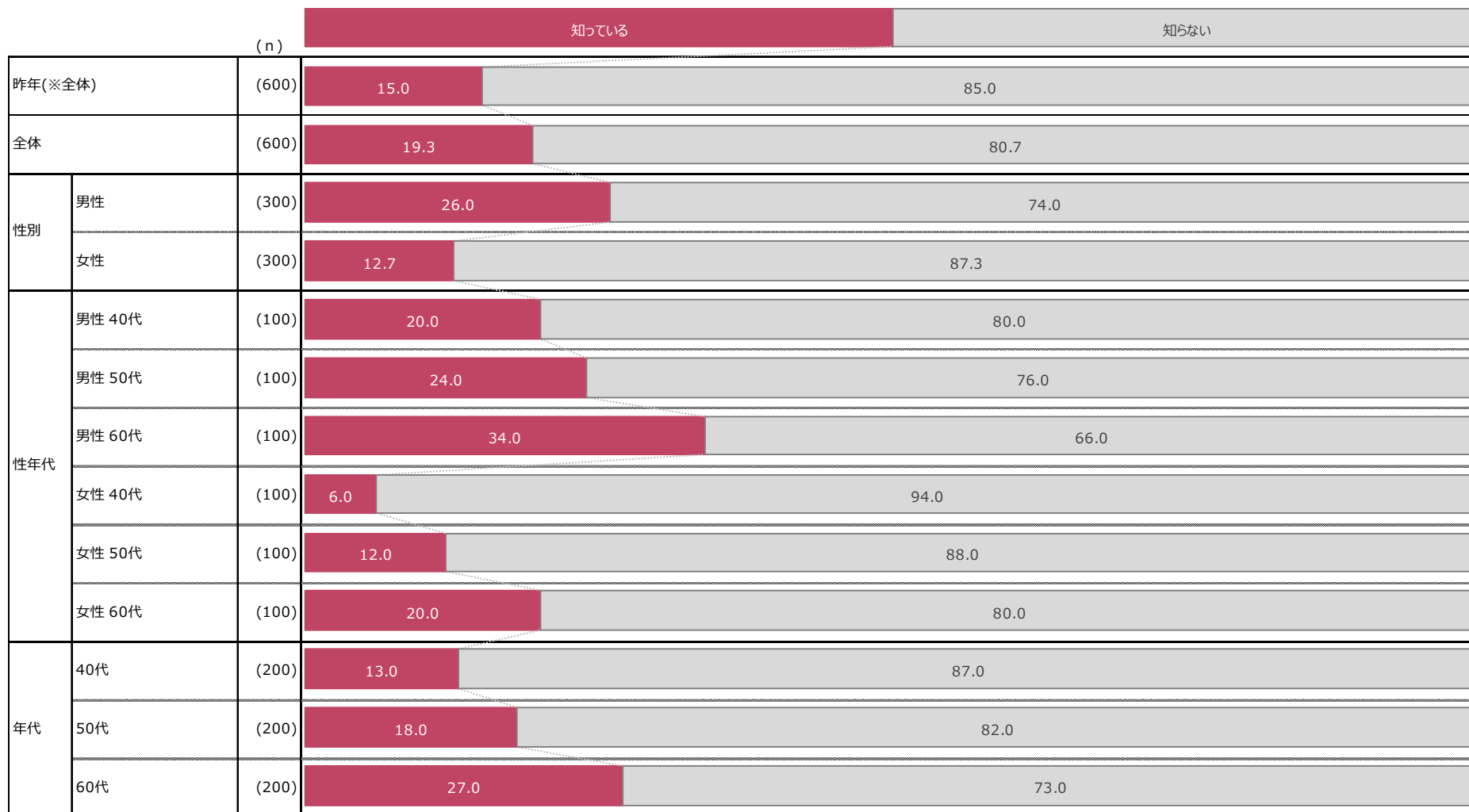
Q6. 現在相続登記されていない不動産(土地、建物)も「相続登記義務化」の対象となることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

現在相続登記されていない不動産も対象となることを認知している方は19.3%。

(調査対象者の5人に4人は現在相続登記されていない不動産も対象となることを知らない)

【昨年との比較】 : 昨年の15.0%から19.3%に4.3%増加。

【属性別の傾向】 : 全体と比較して「男性」「60代」の認知率は高い傾向にある。



【法律内容認知】「相続登記義務化」の申請時期

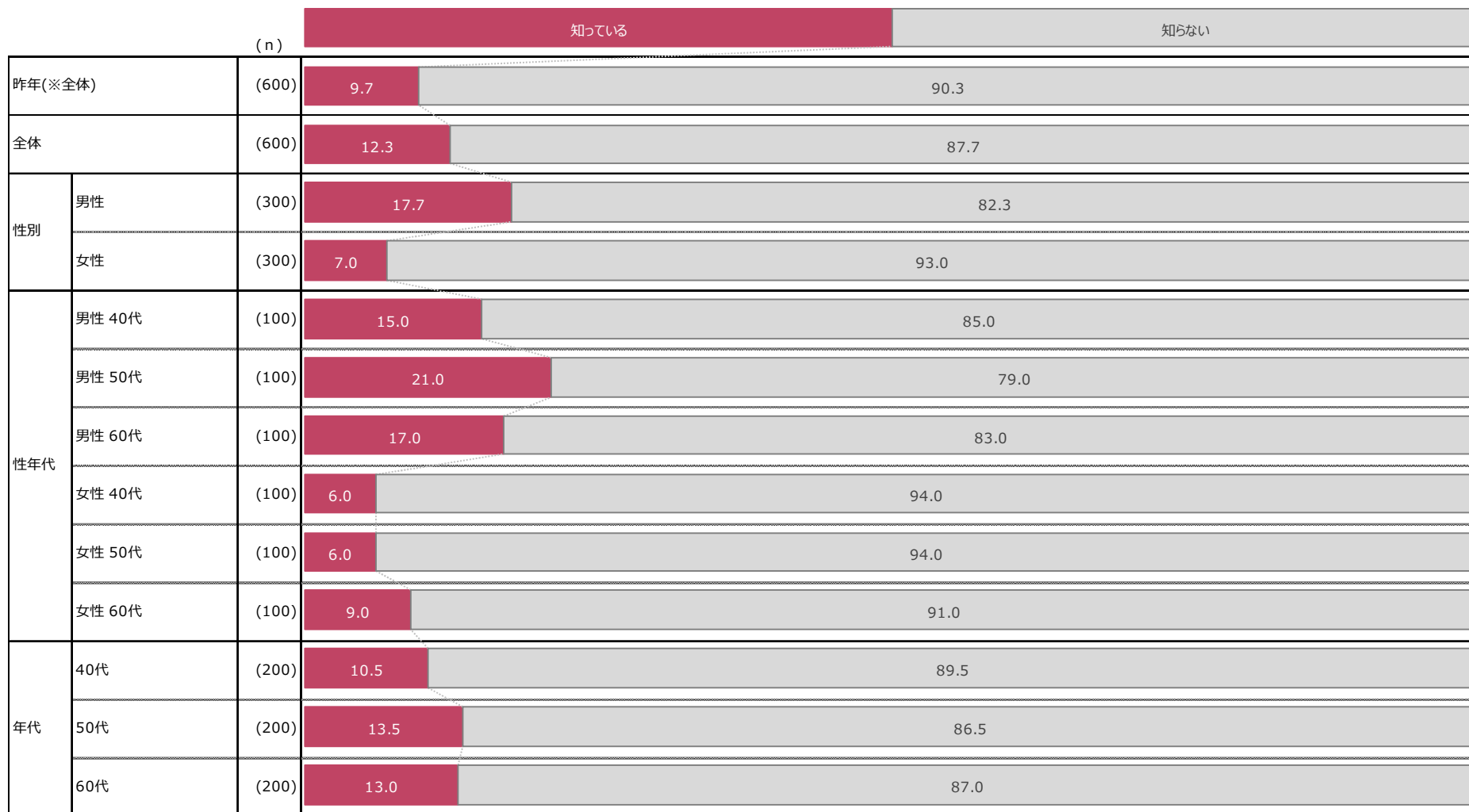
Q7. 「相続登記」の申請が「3年以内」に必要なことをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

「相続登記」の申請が「3年以内」に必要なことの認知率は12.3%。

(昨年より認知は向上しているものの、まだまだ認知率は低い)

【昨年との比較】 : 昨年の9.7%から12.3%に2.6%増加。

【属性別の傾向】 : 「知っている」は「男性」「男性 50代」で、「知らない」は「女性」「女性 40代」「女性 50代」で全体と比較して高い。



【法律内容認知】過料の認知

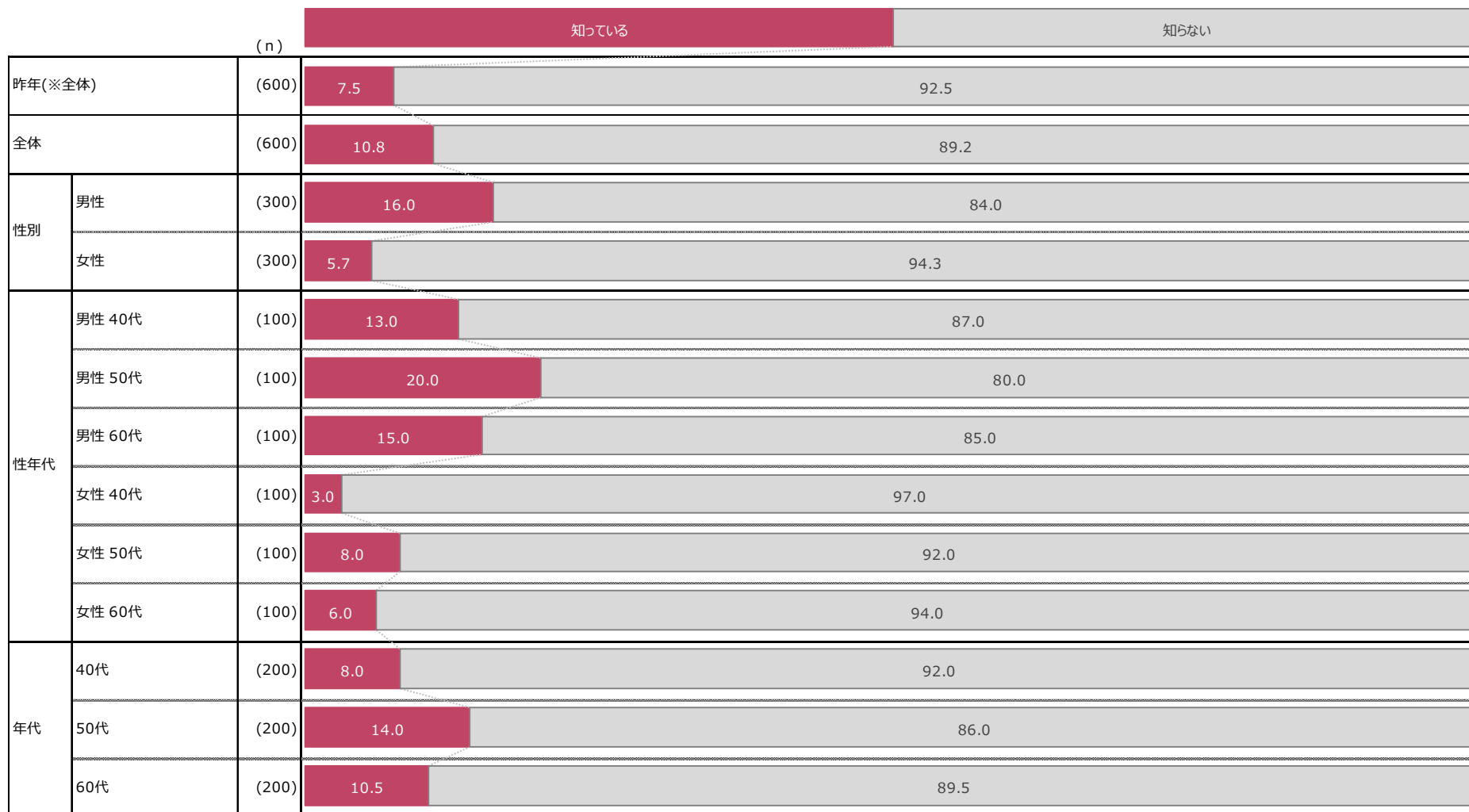
Q8. もし「相続登記」の申請を怠った場合、10万円以下の過料の適用対象となることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

10万円以下の過料があることの認知率は10.8%。

(約9割の方は過料があることを知らない状況)

【昨年との比較】 : 昨年の7.5%から10.8%に3.3%増加。

【属性別の傾向】 : 「知っている」は「男性」「男性 50代」で、「知らない」は「女性」が全体と比較して高い傾向。



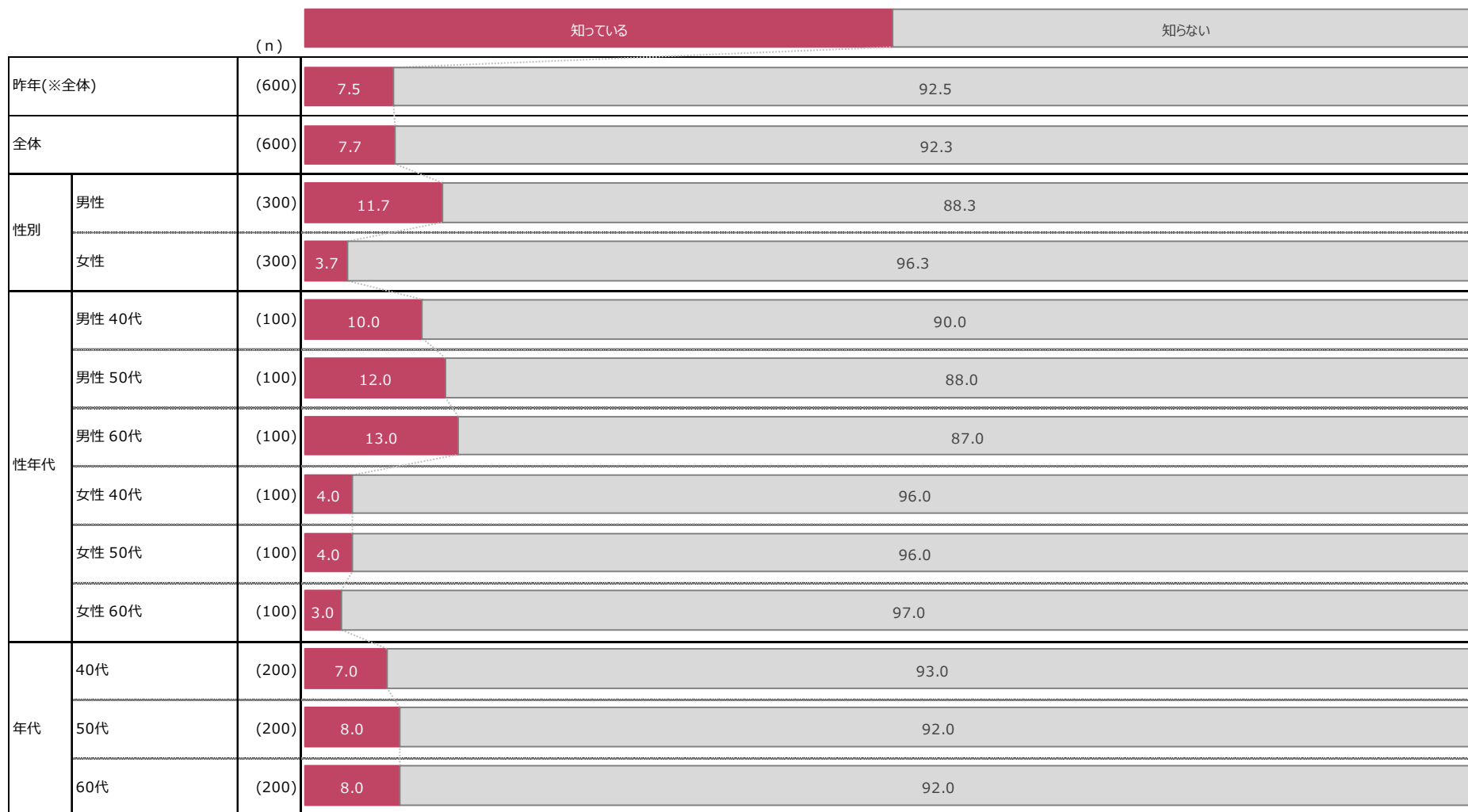
【法律内容認知】国庫帰属制度の認知

Q9. 「相続土地国庫帰属制度」が新設されたこと（一定の条件を満たせば一筆20万円が基本となる負担金を納付のうえで土地を国に引き取ってもらう制度）をご存知ですか。

「相続土地国庫帰属制度」の認知率は7.7%。

(昨年とほぼ同程度の認知率)

【昨年との比較】 : 昨年の7.5%から7.7%に0.2%増加。
 【属性別の傾向】 : 全体と比較して「男性」の認知率は高い傾向にある。



【法律内容認知】相続人申告登記

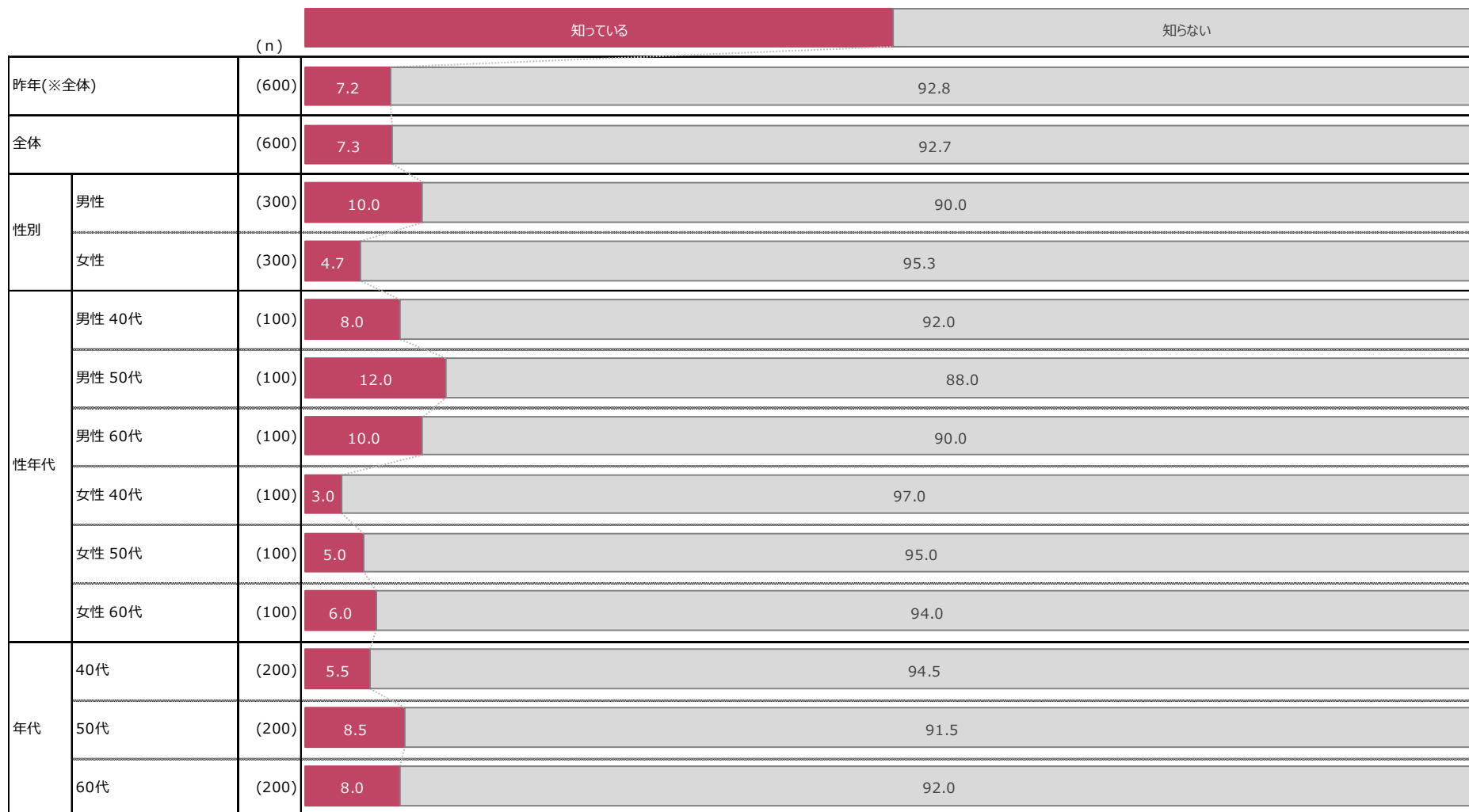
Q10. 遺産分割協議が期限内にまとまらない場合、「相続人申告登記」という簡便な暫定的登記ができるようになることをご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

遺産分割協議が期限内にまとまらない場合、相続人申告登記ができることの認知率は7.3%。

(昨年とほぼ同程度の認知率)

【昨年との比較】 : 昨年の7.2%から7.3%に0.1%増加。

【属性別の傾向】 : 統計的な差異は見受けられない。



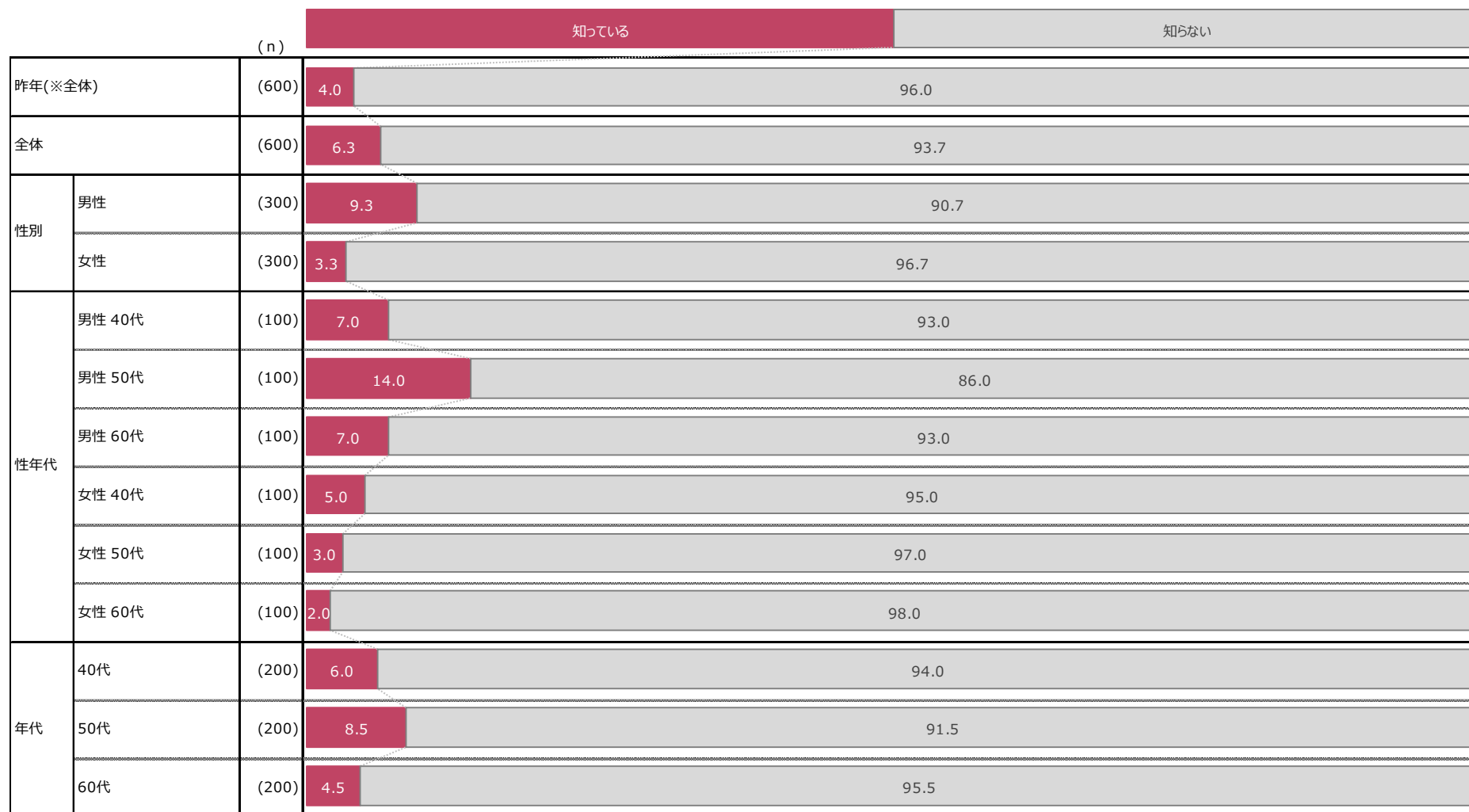
相続登記の登録免許税 免除範囲

Q11. 2022年4月1日から、100万円以下の土地など、相続登記の登録免許税の支払いが免除される範囲が拡充されています。あなたは、そのことをご存知ですか。

**2022年4月1日から
相続登記の登録免許税の免除される範囲が拡充されたことの認知率は6.3%。**

(昨年から2.3%向上)

【昨年との比較】 : 昨年の4.0%から6.3%に2.3%増加。
【属性別の傾向】 : 「男性50代」の認知率が高い傾向にある。



「相続」に関する意識・行動調査

本報告書を読む際の注意点

グラフ上部のコメント(太字)は
全体傾向(順位、最も高いスコア)などを記載

【性年代別結果】のコメントは
他の属性と比較した際に統計学的に差異がある点を記載している。

※有意水準99%の場合：高い/低いと記述

※有意水準95%の場合：やや高い/やや低いと記述

相続人 経験率(直近3年以内)

Q12. あなたは直近3年以内に「相続人」になった経験はありますか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

**調査対象者全体の中で
直近3年以内に「相続人」になった経験がある方は11.2%。(昨年から0.9%増加)**

【昨年との比較】 : 昨年の10.3%から11.2%に0.9%増加。
【属性別の傾向】 : 全体では「男性60代」が「ある」と回答する傾向が高い。

		(n)	ある	ない	わからない/不明
昨年(※全体)		(600)	10.3	79.8	9.8
全体		(600)	11.2	79.2	9.7
性別	男性	(300)	12.7	78.0	9.3
	女性	(300)	9.7	80.3	10.0
性年代	男性 40代	(100)	8.0	83.0	9.0
	男性 50代	(100)	10.0	76.0	14.0
	男性 60代	(100)	20.0	75.0	5.0
	女性 40代	(100)	12.0	73.0	15.0
	女性 50代	(100)	7.0	87.0	6.0
	女性 60代	(100)	10.0	81.0	9.0
年代	40代	(200)	10.0	78.0	12.0
	50代	(200)	8.5	81.5	10.0
	60代	(200)	15.0	78.0	7.0

【相続経験者】「相続登記」率

Q13. ■前問で「相続人」になった経験が{Q12 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■あなたは「相続登記」をしましたか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

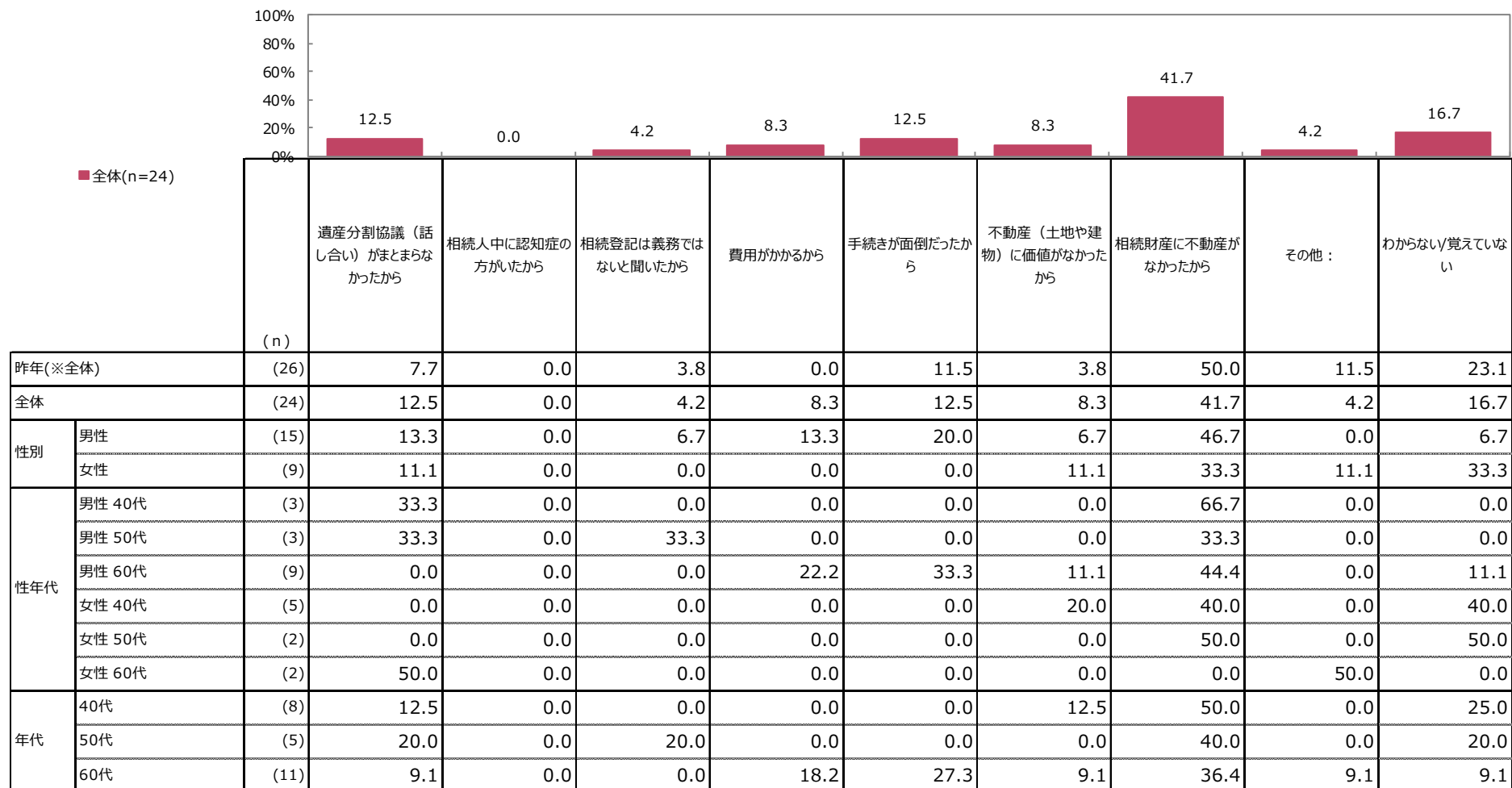
**直近3年以内に「相続人」になった経験がある方のうち
相続登記をしなかった方は35.8%。「わからない/不明」も含め、56.7%が未了と推測。**
(昨年から「わからない/不明」と回答する方が増加)

		(n)	した	しなかった	わからない/不明
昨年(※全体)		(62)	45.2	41.9	12.9
全体		(67)	43.3	35.8	20.9
性別	男性	(38)	42.1	39.5	18.4
	女性	(29)	44.8	31.0	24.1
性年代	男性 40代	(8)	25.0	37.5	37.5
	男性 50代	(10)	50.0	30.0	20.0
	男性 60代	(20)	45.0	45.0	10.0
	女性 40代	(12)	33.3	41.7	25.0
	女性 50代	(7)	42.9	28.6	28.6
	女性 60代	(10)	60.0	20.0	20.0
年代	40代	(20)	30.0	40.0	30.0
	50代	(17)	47.1	29.4	23.5
	60代	(30)	50.0	36.7	13.3

【相続経験者】「相続登記」をしなかった理由

Q14. ■前問で「相続登記」を{Q13 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■なぜ「相続登記」をしなかったのですか。当てはまるものを全てお選びください。(いくつでも)

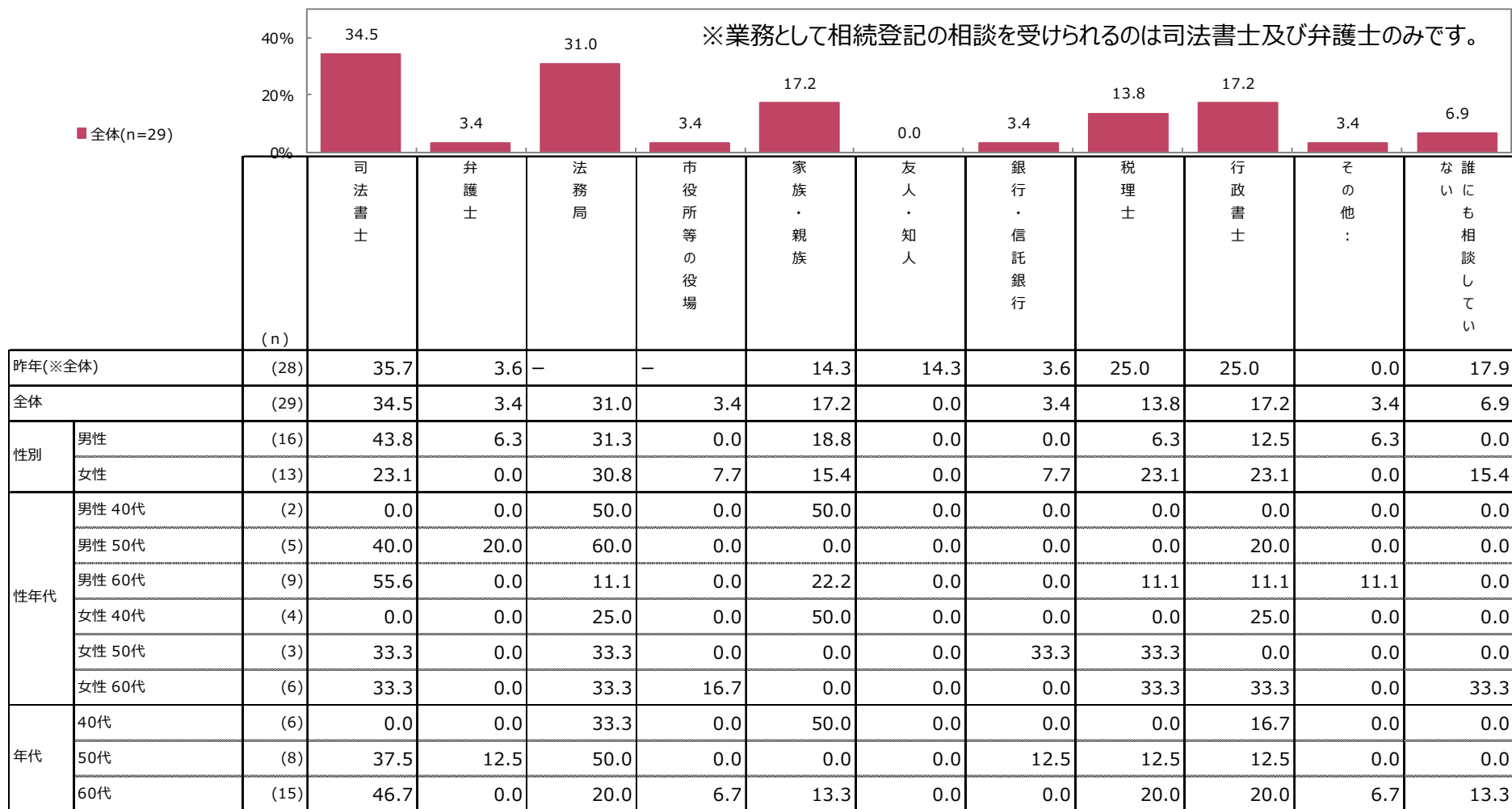
**「相続登記」をしなかった理由としては
昨年同様に「相続財産に不動産がなかったから」が41.7%で最も高い。**
(「わからない/覚えていない」の他、「遺産分割協議がまとまらなかったから」「手続きが面倒だったから」という回答も多い)



【相続経験者】相続登記 相談先

Q15. ■前問で「相続登記」を{Q13 回答(文)}とお答えの方にお伺いします ■あなたは「相続登記」をする際、誰に相談しましたか。当てはまるものを全てお選びください。(いくつでも)

「相続登記」をする際の相談先は「司法書士」が34.5%で最も高く、次いで「法務局」が31.0%で続く。



【相続経験者】司法書士 満足度

Q16. ■前問で「{Q15 回答(文)}」とお答えの方にお伺いします ■あなたは「相続登記」を「司法書士」に相談して、満足されましたか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

**「相続登記」を「司法書士」に相談した方のうち60.0%が満足したと回答。
(昨年は90.0%が満足したと回答。満足度は低下)**

		(n)	満足した	満足しなかった	わからない/不明
昨年(※全体)		(10)	90.0	10.0	0.0
全体		(10)	60.0	20.0	20.0
性別	男性	(7)	42.9	28.6	28.6
	女性	(3)	100.0		
性年代	男性 40代	(0)	0.0		
	男性 50代	(2)	50.0	50.0	0.0
	男性 60代	(5)	40.0	20.0	40.0
	女性 40代	(0)			
	女性 50代	(1)	100.0		
	女性 60代	(2)	100.0		
年代	40代	(0)	0.0		
	50代	(3)	66.7	33.3	0.0
	60代	(7)	57.1	14.3	28.6

満足度の理由

Q17.その理由をお聞かせください。（ご自由にお書きください）

**満足した理由は「(詳しく)教えてくれた」「専門家としての適切なアドバイスがあった」から。
満足しなかった理由は「手続きの面倒さ」「費用/時間などのコスト」が挙げられている。**

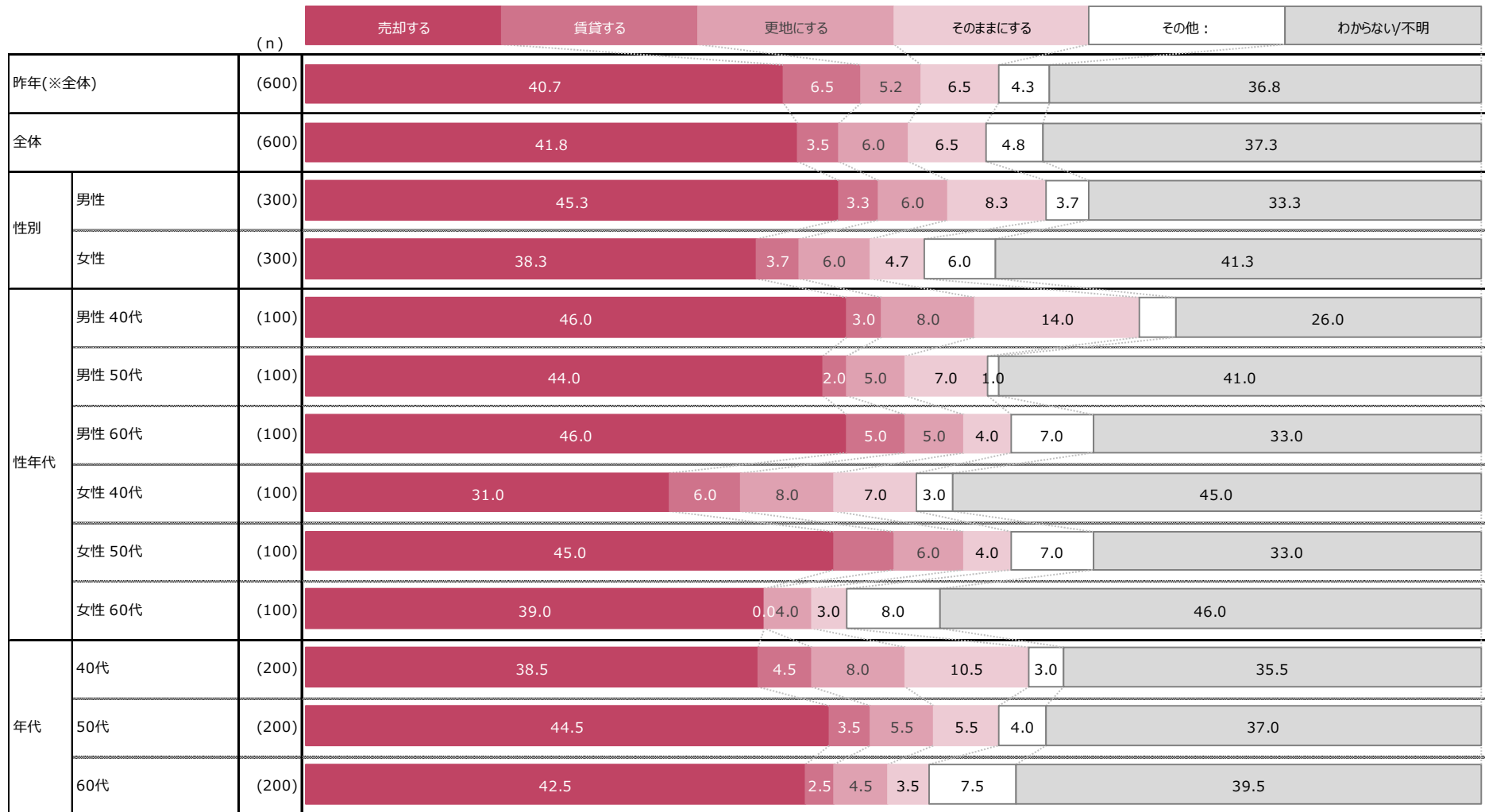
Q16.	Q17.その理由をお聞かせください。（ご自由にお書きください）	性別	年齢	都道府県
1. 満足した	詳しく教えてくれた	男性	59	愛知県
1. 満足した	特に無し	女性	62	福井県
1. 満足した	分からないことを教えてくれた	女性	61	北海道
1. 満足した	特に問題がなかったので。	男性	60	埼玉県
1. 満足した	自分じゃ出来なかった	女性	55	福井県
1. 満足した	専門家としての適切なアドバイスがあった	男性	64	埼玉県
2. 満足しなかった	手続きが面倒くさい。費用が高い。個人でできる制度にすべきです。	男性	67	鹿児島県
2. 満足しなかった	業務遂行に時間がかかりすぎた。	男性	50	愛知県
3. わからない/不明	ただ名義を変えるためだけに、言われるまま早急に手続きしたので	男性	64	新潟県
3. わからない/不明	実際には兄が相談したから。（私は三男で言われるままに書類を受諾したため）	男性	60	三重県

今後実家が空き家になった場合の行動

Q18. 今後あなたの「実家」が「空き家」になったらあなたはどうしますか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

**今後実家が空き家になった場合
「売却する」が41.8%で最も高く、次いで「わからない/不明」が37.3%で続く。**

【属性別の傾向】 : 「男性40代」は、他の属性と比較して「そのままにする」と回答する方が多い。

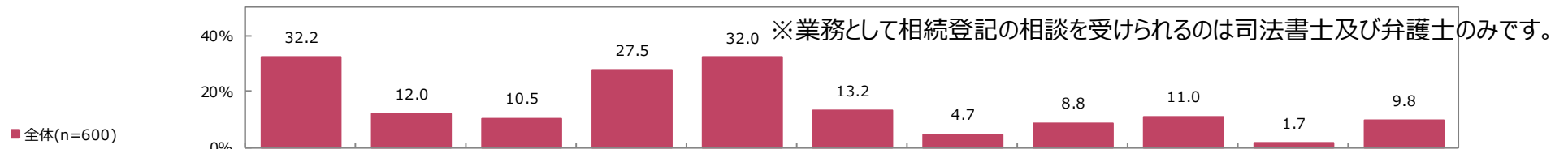


今後「相続登記」が必要になった場合の相談先

Q19. あなたは、今後「相続登記」が必要になった場合、誰に相談しますか。当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）

今後「相続登記」が必要になった場合の相談先は「司法書士」が32.2%で最も高く「法務局」は10.5%で7位。

【昨年との比較】 : 「司法書士」は昨年の31.0%から32.2%に1.2%増加。
 【属性別の傾向】 : 「女性40代」は「家族・親族」と回答する傾向が高い。



		(n)	司法書士	弁護士	法務局	市役所等の役場	家族・親族	友人・知人	銀行・信託銀行	税理士	行政書士	その他	誰にも相談しない
昨年(※全体)		(600)	31.0	10.2	-	-	33.0	13.0	6.3	10.5	10.5	0.8	10.8
全体		(600)	32.2	12.0	10.5	27.5	32.0	13.2	4.7	8.8	11.0	1.7	9.8
性別	男性	(300)	37.0	12.7	12.3	26.3	23.0	13.7	5.3	10.3	13.3	2.0	10.7
	女性	(300)	27.3	11.3	8.7	28.7	41.0	12.7	4.0	7.3	8.7	1.3	9.0
性年代	男性 40代	(100)	38.0	16.0	13.0	25.0	25.0	20.0	3.0	11.0	13.0	1.0	6.0
	男性 50代	(100)	30.0	9.0	11.0	23.0	22.0	13.0	4.0	10.0	13.0	3.0	14.0
	男性 60代	(100)	43.0	13.0	13.0	31.0	22.0	8.0	9.0	10.0	14.0	2.0	12.0
	女性 40代	(100)	24.0	15.0	6.0	36.0	46.0	15.0	4.0	7.0	7.0	0.0	9.0
	女性 50代	(100)	34.0	10.0	7.0	27.0	34.0	11.0	5.0	7.0	9.0	1.0	7.0
	女性 60代	(100)	24.0	9.0	13.0	23.0	43.0	12.0	3.0	8.0	10.0	3.0	11.0
年代	40代	(200)	31.0	15.5	9.5	30.5	35.5	17.5	3.5	9.0	10.0	0.5	7.5
	50代	(200)	32.0	9.5	9.0	25.0	28.0	12.0	4.5	8.5	11.0	2.0	10.5
	60代	(200)	33.5	11.0	13.0	27.0	32.5	10.0	6.0	9.0	12.0	2.5	11.5

「相続登記相談センター」認知率

Q20. あなたは日本司法書士会連合会が設置している全国50か所の無料相談窓口「相続登記相談センター」をご存知ですか。最も当てはまるものを1つだけお選びください。

**「相続登記相談センター」の認知率は6.5%。
昨年から1.8%増加。**

【属性別の傾向】 : 統計的に差異は見受けられない。

		(n)	知っている	知らない	わからない/不明
昨年(※全体)		(600)	4.7	85.0	10.3
全体		(600)	6.5	81.2	12.3
性別	男性	(300)	8.0	80.0	12.0
	女性	(300)	5.0	82.3	12.7
性年代	男性 40代	(100)	8.0	79.0	13.0
	男性 50代	(100)	9.0	74.0	17.0
	男性 60代	(100)	7.0	87.0	6.0
	女性 40代	(100)	4.0	80.0	16.0
	女性 50代	(100)	6.0	85.0	9.0
	女性 60代	(100)	5.0	82.0	13.0
年代	40代	(200)	6.0	79.5	14.5
	50代	(200)	7.5	79.5	13.0
	60代	(200)	6.0	84.5	9.5

 nikkeisha